

第 3 次岐阜県廃棄物処理計画の中間見直しについて

1 中間見直しの背景

- 岐阜県廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 に基づき、廃棄物の減量化や適正処理等に関する国の基本方針に則して、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理の推進を図るために定めるもの。
- 岐阜県環境審議会の答申を経て、令和 3 年 3 月に令和 12 年度を長期目標とした第 3 次岐阜県廃棄物処理計画を策定。
- 令和 7 年度が計画策定から 5 年経過する年度にあたることから、中間見直しを行うもの。（第 1 次廃棄物処理計画(平成 14 年 3 月策定・平成 19 年 3 月中間見直し)、2 次廃棄物処理計画(平成 24 年 3 月策定・平成 29 年 3 月中間見直し)、第 3 次廃棄物処理計画(令和 3 年 3 月策定))

2 中間見直しの基本的な考え方

- 中間見直しでは、国における動向等を踏まえつつ、進捗状況の確認、課題の抽出を行うとともに、目標値（指標）のほか、取組み等について必要な見直しを実施。

3 具体的な進め方

- 岐阜県環境審議会廃棄物・リサイクル部会において、概ね下記スケジュールのとおり中間見直しに係る審議の実施を予定。
 - ・ 6 月～ 7 月頃：廃棄物の動向など課題の整理
 - ・ 9 月～ 10 月頃：現計画の中間評価、改訂版（素案）の審議
 - ・ 11 月～ 12 月頃：市町村への意見照会、パブリックコメントの実施
 - ・ 令和 8 年 1 月中：改訂版（最終案）の決定